（第１面）

年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

（郵便番号　　－　　）

申請者　住　　所

電話番号（　　）　　－

商　　号

指　　定　　申　　請　　書

　労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第７条の３の規定により厚生労働大臣による指定を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

（記載上の注意）

 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

※　この申請書及び添付資料については、厚生労働省における指定審査の他、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）の規定により業務を適切かつ確実に行うことができる体制を有していることの確認又は履行保証金の還付手続きの円滑化のため、金融庁に共有する場合がある。

（第２面）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ※ | 指定番号 | 　　　　厚生労働大臣　第　　　　号（　　　年　　　月　　日） |
| １． | 登録番号 | 　　　　財務（支）局長　第　　　　号（　　　年　　　月　　日） |
| ２． | （ふりがな） |  |
| 商号 |  |
| ３． | （ふりがな） |  |
| 代表者の氏名 |  |
| ４． | 住所 | （郵便番号　　－　　）　　電話番号（　　）　　－ |
| ５． | 資本金の額 |  |
| ６． | 取締役及び監査役等 |
| （ふりがな） | 役　職　名 |
| 氏名又は名称 |
|  |  |
|  |
|  |  |
|  |
| ７．利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先 |
| １． | （ふりがな） |  |
| 営業所の所在地 | （郵便番号　　－　　） |
| ３． | 連絡先 | 電話番号（　　）　　－ |
|  | ８．厚生労働省からの照会先 |
|  | 担当部署名 |  |
|  | 連絡先 | 電話番号（　　）　　－ |

（記載上の注意）

１．「指定番号」には、記載しないこと。

２．「登録番号」には、第２種資金移動業者としての登録番号を記載すること。

３．「商号」は、登記簿上の商号を記載すること。

４．「住所」は、登記簿上の本店の所在地を記載すること。

５.「資本金の額」の単位は、資本金の額が10億円以上の場合は億円、１億円以上10億円未満の場合は千万円、１千万円以上１億円未満の場合は百万円、百万円以上１千万円未満の場合は十万円とすることができる。

６．「利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先」は、国外送金も取り扱う場合には、主要国・地域別の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先も記載すること。

７．氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

## （第３面）

## ９．営業所の名称及び所在地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　　　　　　　称 | 設置年月日 | 所　　　　　在　　　　　地 |
|  |  | 電話番号（　　）　　－ |
|  |  | 電話番号（　　）　　－ |
|  |  | 電話番号（　　）　　－ |
|  |  | 電話番号（　　）　　－ |
|  |  | 電話番号（　　）　　－ |
|  |  | 電話番号（　　）　　－ |
|  |  | 電話番号（　　）　　－ |
|  |  | 電話番号（　　）　　－ |
|   |  | 電話番号（　　）　　－ |
|  |  | 電話番号（　　）　　－ |
|  |  | 電話番号（　　）　　－ |
|  |  | 電話番号（　　）　　－ |
|  |  | 電話番号（　　）　　－ |
|  |  | 電話番号（　　）　　－ |

（記載上の注意）

　１．資金移動業の業務上主要な活動が行われる場所を記載すること。

２．「営業所の名称及び所在地」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第３面の次に添付すること。

　３．国外に所在する営業所については、「営業所の名称及び所在地」に代えて所在国名のみを記載することができる。

## （第４面）

## 10． 資金移動業の種別

|  |
| --- |
| １　第一種資金移動業（　　年　　月　　日）　　　（資金決済に関する法律第40条の２第１項の認可年月日　　：　　年　　月　　日）２　第二種資金移動業（　　年　　月　　日）３ 第三種資金移動業（　　年　　月　　日） |

（記載上の注意）

１．資金移動業の種別の年月日は、登録年月日又は変更登録年月日を記載すること。

## （第５面）

## 11．資金移動業の内容及び方法

(1) 資金移動業の内容及び方法

|  |  |
| --- | --- |
| 賃金支払の対象となる資金移動業の名称 |  |
| 為替取引の種類 |  |
| 為替取引の提供方法 |  |
| 取扱上限金額 |  |
| 受入上限額 |  |
| 払出上限額 |  |
| 役務提供範囲等 |  |
| 為替レートの決定方法 |  |
| 為替取引の標準履行期間 |  |
| 営業日及び営業時間 |  |
| 利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法 |  |

（記載上の注意）

１．「資金移動業の名称」が二以上ある場合には、その名称ごとに、⑴の表を作成すること。

２.「為替取引の種類」は、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するか否か、為替取引に関し負担する債務に係る権利を表章する証書その他の物（為替証書等）を発行するか否かにつき記載すること。資金移動の形態が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

３．「為替取引の提供方法」は、現金の受払いをする営業所の有無、ＡＴＭ等の有無、インターネットを利用して提供するか否かを記載すること。

４．「取扱上限金額」は、提供する為替取引における取扱上限金額を記載すること。

５．｢受入上限額｣は、提供する為替取引における受入上限額を記載すること。

６．｢払出上限額｣は、提供する為替取引において払出上限額を設定している場合に当該額を記載すること。

７．「役務提供範囲等」は、為替取引を提供する国又は地域の範囲及び外国通貨建てで行う場合には取り扱う外国通貨の種類について記載すること。

８．「為替レートの決定方法」は、外国通貨をもって為替取引を提供する場合には、当該外国通貨の為替レートの決定方法について記載すること。

９．「為替取引の標準履行期間」は、主要国・地域別の標準履行期間について記載すること。

10．「営業日及び営業時間」は、資金移動の形態が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

11.「利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法」は、業務委託先等に対して利用者が支払う金額についても記載すること。

12．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第５面の次に添付すること。

（第６面）

(2)　労働者指定口座残高算出時点及び労働者指定口座残高算出方法

（記載上の注意）

１．「労働者指定口座残高算出時点」とは、労働基準法施行規則第７条の２第１項第３号ロで規定する、口座について、労働者に対して負担する為替取引に関する債務の全額の算出時点をいう。

２．「労働者指定口座残高算出方法」は、上記の債務を負担してから当該債務を履行するまでの間の債権者及び債務の内容を明示して記載すること。

（第７面）

(3) 資金移動の概要図

|  |
| --- |
|  |

（記載上の注意）

　資金移動業者、業務受託者及び利用者の間における役務提供及び資金移動の形態を、資金移動業の名称ごとに簡略に図示し、資金移動業の種別を括弧書で併せて記載すること。また、資金移動業者が為替取引において取得する利用者の個人情報について、その保管場所を含む管理体制を記載すること。

（第８面）

(4) 業務委託状況

|  |  |
| --- | --- |
| 受　託　者　の　氏　名　等 | 委託に係る業務の内容 |
| 氏名又は商号若しくは名称 | 住　　所 |  |
|  |  |

（記載上の注意）

１．業務委託状況は、資金移動業の一部を第三者に委託している場合に、資金移動の形態ごとに記載すること。

２．業務委託状況について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第８面の次に添付すること。

３．氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

（第９面）

12. 主要株主の氏名、商号又は名称

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （ふ　り　が　な） | 保有する議決権の数 |  |
| 氏名、商号又は名称 | 割合 |
|  | 個 | ％ |
|  |
|  |  |  |
|  |
|  |  |  |
|  |
|  |  |  |
|  |
|  |  |  |
|  |
|  |  |  |
|  |
|  |  |  |
|  |
|  |  |  |
|  |
|  |  |  |
|  |
|  |  |  |
|  |

（記載上の注意）

１.「主要株主」とは、資金移動業者に関する内閣府令（以下「資金移動業府令」という。）第５条第２号に規定する主要株主をいう。

２．氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名、商号又は名称」欄に括弧書で併せて記載することがで

きる。

３．「議決権」とは、資金移動業府令第５条第２号に規定する議決権をいう。

４．保有する議決権の数の多い順序に従い作成すること。

５．「割合」とは、資金移動業府令第５条第２号に規定する総株主の議決権の数に対する同号に規定する主要株主の保有する議決権の数の百分比をいう。

６．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第９面の次に添付す

ること。

（第10面）

## 13．資金移動業の他に行っている事業の種類

（記載上の注意）

　日本標準産業分類表細分類により記載すること。

14．加入する認定資金決済事業者協会の名称

15．口座残高を100万円以下とするための措置

（第11面）

16．破綻時等における保証の仕組み

（記載上の注意）

　保証機関等が一時的な資金需要にどのように対応するか、必要となり得る保証額が調達可能額の範囲内であるか、破綻時等にどのように６営業日以内に弁済するかについても記載すること。

（第12面）

17．不正引出時の補償（通知期限を含む）

（記載上の注意）

　補償方針を定めた利用規約等を添付すること。

18．個人情報保護に関する第三者認証

（記載上の注意）

　登録番号等を記載するとともに、認証を取得していることを証する書類を添付すること。

19．口座に係る資金移動が最後にあった日から少なくとも10年間は債務を履行できるための措置

（記載上の注意）

　措置を講じていることを証する書類（利用規約等）を添付すること。

20．現金自動支払機を利用する方法その他の通貨による受取ができる方法により１円単位で当該受取ができる措置

（記載上の注意）

　措置を講じていることを証する書類（利用規約等）を添付すること。

（第13面）

21．少なくとも毎月１回は現金自動支払機を利用する方法その他通貨による受取ができる方法に係る手数料その他の費用を負担することなく当該受取ができるための措置

（記載上の注意）

　措置を講じていることを証する書類（利用規約等）を添付すること。

22．賃金が確実に支払われるための措置の具体的方法（例えば口座の実在性や賃金支払が認められた口座であることの確認等）